

新たな営業届出の手続きが必要です！

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たに「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。営業の内容によって手続きが必要になる場合がありますので、資料をご確認ください。

このパンフレットは、熊本県特定食品衛生条例に基づく

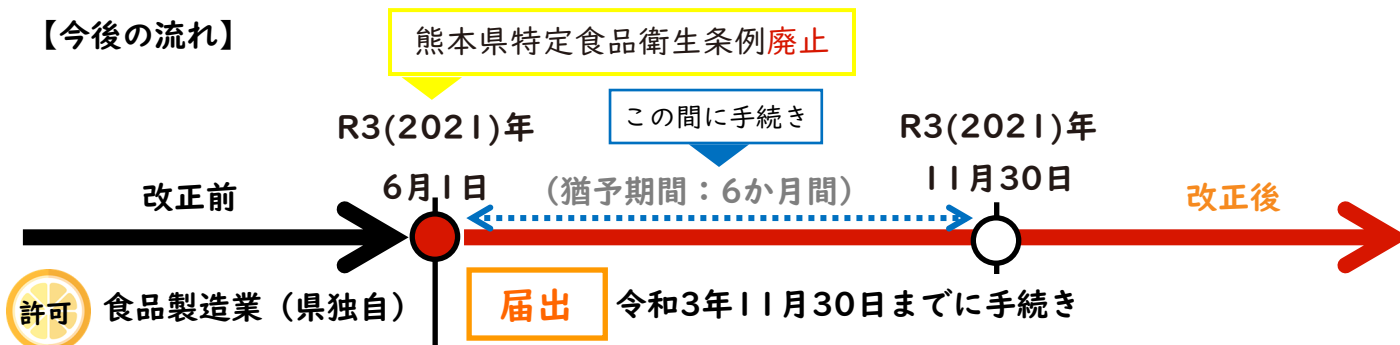
食品製造業（農産加工食品）の許可でこんにゃく・水あめ・植物性油脂の加工食品を製造する施設を対象に作成しています。

この営業許可は、食品衛生法改正により営業届出の対象になります。



※ただし、こんにゃく・水あめを主原料として加工したそうざいや菓子の製造等、許可対象となる食品の製造を行う場合は許可申請の手続きが必要です。

【今後の流れ】



1. 今の許可はどのような？

- ・熊本県独自の許可は令和3年5月31日で廃止されます。
- ・ただし、6か月間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず令和3年11月30日まで営業できます。



2. 法改正後はどのような？

- ・令和3年11月30日までに届出手続きが必要です。

3. どんな手続きをすればいいの？ →別紙「食品衛生申請等システムの利用方法」へ



【オンライン】
アカウント取得

【オンライン等※】
申請情報登録

保健所からの受付確認の
メールを受信

※窓口での手続きも可能です。
あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

【すでに営業を廃業している場合】

「廃止届」を令和3年5月31日までに保健所に提出してください。※営業許可証添付が必要

【現行の許可ではこのような許可証を持つ方が対象です】

指令（食保）第0000号

営業許可証

住所 熊本市中央区〇〇

氏名 熊本 太郎

令和 3年 5月 31日付け申請の営業は、熊本県特定食品衛生条例第3条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 3年 5月 31日

熊本市保健所長

記 熊本 太郎

1 営業所所在地 熊本市東区〇〇

2 名称・屋号 熊本漬物屋
又は商号

3 営業の種類 食品製造業（農産加工食品）

4 許可条件

(1)有効期間は
(年月日) 令和 3年 5月 31日から令和 8年 5月31日まで

(2)その他

(表示)

1 この処分には不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

←現在の営業許可証を見て
ご確認ください！

- ① 熊本県特定食品衛生条例
第3条の許可
- ② 食品製造業（農産加工食品）
に該当
- ③ 有効期限が平成33年
（令和3年）5月31日以降の
もの

【法改正後の届出にはどんな業種があるの？】

製造食品	届出の種類	営業の詳細
こんにゃく原料、 こんにゃく粉の 製造	その他の食料品製造・加工業	主に蒟蒻原料（蒟蒻粉）を製造又は加工する営業。
水あめの製造	糖類製造・加工業	主にぶどう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業。
植物性油脂を主原料として加工した食品	その他の食料品製造・加工業	他に分類されない各種食料品を製造または加工する営業。

熊本市保健所食品保健課

熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階

TEL:096-364-3188 mail: shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp